

応募規約

- 個人、グループ(個人は複数のグループに所属することが可能)、法人を問わず、どなたでも、何作品でも応募可能です。国籍、年齢、居住地等の制限ありません。未成年の方が応募する場合は、保護者の許可を得てください。また、未成年の方が部活動の一環で応募する場合は、保護者の許可に加えて部活の顧問の許可を得てください。
- 本コンテストへの応募作品は、他のコンテストなどに応募済み、応募中または応募予定がなく、かつ過去にいかなるコンテストにも入賞していないものに限りします。
- 応募作品は、応募者が作成・開発し、著作権を有するものに限りします。
- 応募作品に第三者が著作権を有する著作物を用いた場合は、本コンテストへの応募に支障がないように当該著作物についてあらかじめ権利処理したことを、本コンテストの主催者及び共催者に対して保証するものとします。
- 応募作品には、本コンテストのために主催者及び共催者が用意したデータを必ず利用することとします。
- 著作権上の問題を生じさせることのない他データとの組み合わせは可能とします。
- 応募作品の開発環境・実行環境の構築、インターネット通信料・接続費を含む本コンテストの応募に係る諸費用は、本チャレンジにて提供するオープンチャレンジ生成AI利用環境を除き応募者の負担となります。環境利用規約を参照してください。
- 賞金は、個人の場合は入賞者本人名義の指定口座、グループの場合は代表者の本人名義の指定口座、法人の場合は法人名義の指定口座への振込とさせていただきます。
- 応募者が、指定する公開締切日までに、Google Play、App Store、Windowsストア、もしくは応募者が設定する任意のwebサイトに応募作品を公開することで、応募が完了するものとします。
- 本コンテストへの応募作品の公開が公開締切日を過ぎた場合は審査の対象となりません。
- 応募作品がiOSアプリの場合は、アップル社への審査登録日をもって本コンテストへの応募作品の公開日とします。ただし、応募者が応募方法に記載されている注意事項を順守していることを条件とします。
- 応募者は、応募作品を指定された期日まで公開し、その期日以後公開を停止することとします。
- 本コンテスト用に開発した応募作品を、他コンテストへ応募することは禁止します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人、またはこれらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。） 、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力との何らかの交流、関与を行っているとは主催者が判断した方の応募はお断りします。
- 万が一、著作権、著作者人格権、著作隣接権、意匠権、商標権、実用新案権、特許権その他の権利に関わる問題が発生した場合は、応募者の責任及び費用負担で解決するものとします。また、本コンテストの主催者及び共催者又は第三者が、応募者の責任により損害を被った場合は、当該応募者が損害賠償責任を負うものとします。

- 本コンテストのために主催者及び共催者が用意したデータの内容については、その正確性、網羅性、特定の目的への適合性等について一切の保証をしないととも、応募者が対象情報を利用したことにより損害が生じても本コンテストの主催者及び共催者は一切責任を負わないものとします。
- 本コンテストの主催者及び共催者の事情により、本コンテストのために用意したデータの提供を中止したり、データの内容を変更したりすることがあります。
- 本コンテストのために主催者及び共催者が用意したデータの提供期間はコンテスト終了までを予定しています。
- 公序良俗に反する、または反するおそれのある応募作品及び本コンテストの趣旨に合わない応募作品と主催者が判断したものは審査対象外とします。
- 応募作品の知的財産権（ソフトウェアや文書の著作権、出願済みの特許出願、登録済みの特許権など）は、応募者に帰属します（第三者に留保される著作権がある場合はそれを除く）が、応募者は、主催者及び共催者が応募者の発表内容（応募作品、名称、応募者名などを含む）を国内外で自由に利用することに許諾するものとします。
- 応募者は、主催者及び共催者が、広報、宣伝、告知のため紙媒体及び電子媒体等で応募者の発表内容を利用することに許諾するものとします。
- 応募者は、本コンテストのために主催者及び共催者が用意したデータ等を本コンテストへの応募作品の開発及び本コンテストの応募以外の目的で、またはコンテスト終了後に使用してはならないものとします。
- 応募作品によって、本コンテストの主催者及び共催者に不利益が生じたり不評をもたらしたりした場合には、直ちに当該応募作品の応募者への情報提供を終了するものとします。
- 応募者は、本コンテストのために主催者及び共催者が用意したデータ等及び本コンテストへの応募作品を、有償か無償かにかかわらず商業目的には利用できないものとします。
- 応募内容に虚偽の記載があった場合は、受賞の資格はなくなります。
- 連絡がとれない等の理由で受賞をお伝えできない場合には、受賞権利が無効になることがあります。
- 応募時に記載いただいたお名前やご連絡先等の情報は、受賞時のご連絡、受賞された応募作品の発表時及び応募作品に関連するご連絡にのみ利用させていただきます。ただし、今後、当該応募作品、名称、応募者名などを国内外で広報、宣伝、告知のため紙媒体及び電子媒体等で利用する場合は、この限りではありません。
- 選考の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
- 本コンテストの主催者及び共催者、または本コンテストの実施に関わる者は応募できません。
- 諸事情により本コンテストを予告なく中止する場合があります。また中止した場合、応募者が本コンテストの中止を知るまでに本コンテストへの応募のために拠出した費用があったとしても、本コンテストの主催者及び共催者は当該拠出費用を補償する義務はないものとします。
- 本コンテストの主催者及び共催者の事情により、本規約を変更することがあります。本規約が変更され、主催者または共催者が開発者に変更の通知をした後、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを利用した場合は、変更後の当該本規約に同意したものとみなします。
- 応募者は、この応募規約及びAIDCオープンデータチャレンジ環境利用及びJNTO提供データ利用規約を承諾したうえで応募作品を開発するものとします。

環境利用規約

AIDCオープンデータチャレンジ環境利用及びJNTO提供データ利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、JNTOが提供する観光データをオープンデータとして利用し、国内外の一般の開発者や研究者、学生などの皆様から、アプリケーション、Webサービスなどの幅広い分野から募集することを目的として主催者及び共催者が公開する、第1条で定めるオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTOが提供する観光データの利用について定めたものです。

第1条(定義)

1. 「開発者」とは、オープンチャレンジ生成AI利用環境もしくはJNTO環境データを利用する者（個人、グループ及び法人を含みます。）をいいます。
2. 「JNTO観光データ」とは、主催者及び共催者の管理する、日本国内の観光地に関するデータをいいます。
3. 「オープンチャレンジ生成AI利用環境」とは、主催者及び共催者が提供する本チャレンジ用のAzure環境をいいます。
4. 「本チャレンジ」とは、AIDCが主催として開催するオープンデータチャレンジをいいます。
5. 「本作品」とは、開発者が開発するwebシステム及びアプリケーション、またはJNTO観光データを利用して得られたデータを利用した研究レポートをいいます。
6. 「アクセス情報」とは、主催者及び共催者が開発者に対して提供する、オープンチャレンジ生成AI利用環境を利用するための文字列をいいます。

第2条(オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用)

1. 開発者は、登録フォームに従って自らの情報を偽りなく登録したうえで本規約に同意することにより、譲渡不可かつ非独占的に、本規約に定める条項に従って、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを利用することができます。
2. 開発者は、本作品をGoogle Play、App Store、Windowsストアもしくはwebページ等で公開した場合、主催者及び共催者が指定する所定のwebページの連絡フォームに必要な事項を記載して提出するものとします。
3. 開発者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを利用する際に次の各号に従うものとします。
 1. オープンチャレンジ生成AI利用環境にアクセスする際に、毎回必ず、本規約に従って利用すること。
 2. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを本規約に従って利用すること。
 3. JNTO観光データの全部または一部が更新された場合は、本作品の当該JNTO観光データを直ちに更新すること。
4. 開発者は、本作品で表示されるJNTO観光データの内容が、主催者及び共催者から提供されるJNTO観光データの内容を正確に反映していることを保証するものとします。
5. 開発者は、第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害しないことを条件に、JNTO観光データを他のシステムからのデータと組み合わせることができます。

6. 主催者及び共催者はオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを、いつでも変更できるものとします。ただし、これらのフォーマットを変更する場合には、開発者が登録時に申告したEmailアドレスへ、事前に通知するように努力します。
7. 開発者は、本規約で明示的に認められている権利を除いて、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データ並びに、それらに関する如何なる権利（知的財産権を含みますが、これに限られません）を、主催者及び共催者から与えられるものではありません。

第3条(著作権)

1. 本作品の著作権は、当該本webシステムの開発者が保有するものとします。
2. 本作品の開発者は、主催者、共催者及び指定する者が、活動の告知、宣伝、記録及び広報等の目的で、当該本作品を、無償かつ無期限に、公開、複製、配布、公衆送信または出版(電子的方法によるものを含みます。)その他の方法により利用することを許諾するものとします。

第4条(知的財産権)

1. 本作品を開発または作成することにより新たに得られた発明、考案、意匠、ノウハウ等の一切の技術的成果(以下、「発明等」といいます。)に関し、特許、実用新案、意匠等の産業財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得された知的財産権(以下、「知的財産権等」といいます。)の帰属は、次の各号に定めるとおりとします。
 1. 開発者が単独で行った発明等についての知的財産権等については、当該発明等を行った当事者に単独で帰属します。
 2. 主催者及び共催者及び開発者が共同で行った発明等についての知的財産権等については、主催者及び共催者及び開発者の共有とします。
2. 前項に基づき主催者及び共催者及び開発者の共有となる知的財産権等については、別途協議のうえ実施の詳細を定めるものとします。

第5条(期間及び終了)

1. 本規約は、開発者による本規約への同意の通知に対して、主催者及び共催者が承諾の通知を開発者に送信したときから適用されるものとします。
2. 本規約に基づく開発者のオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用は、主催者及び共催者が開発者に利用終了の通知を行ったときに終了するものとします。
3. 主催者及び共催者は、開発者が本規約に違反している場合①開発者が本規約に違反している、②開発者が本作品に登録したJNTO観光データの情報が不正確である、③本作品が本規約の頭書に記載したオープンチャレンジ生成AI利用環境及びおよびJNTO観光データの提供目的の趣旨に合致しない、または、④本作品によって主催者及び共催者に不利益が生じる、あるいは不評をもたらすと判断した場合には、開発者に利用終了の通知をすることにより、本規約に基づく開発者のオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用を直ちに終了させることができるものとします。
4. 主催者及び共催者は、理由の如何を問わず、開発者に通知することにより、いつでも当該開発者に対するオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの情報提供を変更、一時停止、中止し、または、開発者に利用終了の通知をすることにより、本規約に基づく当該開発者の

オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用を直ちに終了させることができるものとします。

5. オープンチャレンジ生成AI利用環境の利用費用が高騰した場合、全開発者もしくは一部開発者への通知、一時停止、中止を直ちにできるものとします。
6. 開発者は、前四項の場合、本作品でのオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用を直ちに終了しなければならないものとします。
7. 開発者は、主催者及び共催者が当該開発者に本利用終了の通知を行ったときには、当該開発者のサーバに蓄積されているJNTO観光データをすべて消去し、以後、当該JNTO観光データを利用してはならないものとします。
8. 開発者は、本条に基づくオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用の終了、変更、停止または中止により生じる直接的、偶発的、結果的または間接的な損害その他の一切の損害（本作品を利用するユーザが被る損害を含みますが、これに限られません。）について、主催者及び共催者が一切の責任を負わないことを承諾します。主催者及び共催者がそのような損害が発生する可能性について知らされていた場合も同様とします。

第6条(免責及び責任)

1. 主催者及び共催者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの情報の正確さを保つように努力します。ただし、これらは常に正確に提供できるとは限らないため、以下の各号に定めるとおり主催者及び共催者は免責されるものとします。
 1. 開発者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データが現状有志で提供されることを承諾します。
 2. 開発者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用または利用不能により生じる直接的、偶発的、結果的または間接的な損害その他の一切の損害（本作品を利用するユーザが被る損害を含みますが、これに限られません。）について、主催者及び共催者が一切の責任を負わないことを承諾します。たとえ主催者及び共催者がそのような損害が発生する可能性について知らされていた場合も同様とします。
 3. 開発者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データについて、商品性、特定用途への適合性または、非侵害性に関し、黙示的保証を含め、明示的か暗示的かを問わず、主催者及び共催者が一切の保証をしないことを承諾します。
2. 主催者及び共催者は、JNTO観光データが以下の各号を満たすように努力します。
 1. JNTO観光データに含まれるデータに、他人を中傷する内容が含まれないこと、卑猥な内容が含まれないこと、または、違法なものが含まれないこと。
 2. JNTO観光データに含まれるデータに、コンピュータウイルスが含まれないこと。
3. 主催者及び共催者は、オープンチャレンジ生成AI利用環境にアクセスする際に入力されたアクセス情報が、開発者に提供したものと一致することを主催者及び共催者が確認した場合は、当該入力が第三者によって行われた場合でも、当該開発者本人による利用があったものとみなします。
4. 開発者は、主催者及び共催者から提供されたアクセス情報を自己の責任において適切に管理するものとします。
5. 開発者は、アクセス情報の盗難、不正使用その他の事情によって、開発者以外の者が利用している場合であっても、主催者及び共催者に帰責性のない場合は、当該利用により生じた損害について主催者及び共催者は一切責任を負わないことに同意するものとします。

第7条(禁止)

1. 開発者は、主催者及び共催者の事前の書面による承諾がある場合を除き、次の各号に掲げる行為が禁止されています。開発者がこれらの禁止行為を行ったと主催者及び共催者が判断した場合、主催者及び共催者は、当該開発者に対してオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの情報提供を変更または停止し、本規約に基づくオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データの利用を直ちに終了させることができるものとします。
 1. 本チャレンジで提供されるオープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを、本作品の開発または作成以外の目的で利用すること。
 2. 本チャレンジで提供されるJNTO観光データを、オリジナル、コピー、分解または修正したJNTO観光データを有償無償を問わず、第三者が再利用可能な状態で公開、複製、再配布または公衆送信すること。(譲渡、貸与、頒布を含む)
 3. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びアクセス情報を、第三者が再利用可能な状態で公開、複製、再配布または公衆送信すること。
 4. 本作品を有償にて公開、複製、再配布または公衆送信すること。
 5. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを、主催者及び共催者に不利益が生じたり、不評をもたらしたりするような方法で利用すること。(JNTO観光データを利用して、不公正もしくは誤解を生じさせる行為、JNTO、その他関係者等の評判、信用もしくは名誉を害する行為、又は日本法その他適用法令に反する行為、又は本契約に反する行為、JNTO、その他関係者等の権利又は利益を侵害する一切の行為)
 6. JNTO観光データを、元の意味を損なわれるような形に改変、編集、変更もしくは変換をすること。
 7. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを広告に利用すること及び本作品に広告を掲載すること。(デジタルデータを販売又は収集するためにJNTO観光データを使用する行為、開発者の商品又はサービス等の宣伝又は販売促進のためにJNTO観光データを提供する行為JNTO観光データを第三者に対して素材としてインターネット上で提供する行為、その他これらに類する行為)
 8. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データ及び本作品を用いて課金をすること。
 9. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びJNTO観光データを本作品以外で表示すること。
 10. オープンチャレンジ生成AI利用環境及びアクセス情報を用いる際に、主催者及び共催者の知的財産権(「主催者及び共催者」が有するすべての商標類を含みますが、これに限られません。)を利用すること。
 11. 「主催者及び共催者が、本作品に対して何らかの保証、責任を負担する」を意味するあらゆる表示を使用すること。
 12. JNTO観光データを、有償か無償かにかかわらず、商業目的で利用すること。
 13. JNTO観光データを以下の各号に定めるような利用をすること。
 - i. 日本の評判を害するおそれのある行為
 - ii. 特定の政党、宗教団体その他の社会集団を援助するおそれのある行為
 - iii. 社会問題に関する特定の主義または主張を援助するおそれのある行為
 14. 自ら又は第三者を利用した以下を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- iii. 取引に関連して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- iv. 風説を流布し、偽計または威力を用いて、第三者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

第8条(変更)

1. 主催者及び共催者は、いつでも予告なしに、本規約を変更することができます。
2. 本規約が変更され、主催者または共催者が開発者に変更の通知をした後に、開発者がオープンチャレンジ生成AI利用環境及びアクセス情報のいずれか、または、それらすべてを利用した場合は、変更後の当該本規約に同意したものとみなします。

第9条(賠償)

1. 開発者は、第6条第1項で免責とされた主催者及び共催者の行為に対して、主催者及び共催者に損害賠償請求その他一切の請求を行わないことを承諾します。

第10条(分離可能性)

1. 本規約の一部が無効または実施不能と判断された場合であっても、本規約を継続することが可能な場合には、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第11条(プライバシー)

1. 開発者及び主催者及び共催者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号及び当該法律を改正して令和4年10月1日から全面施行される改正個人情報保護法をいい、以下、これらの総称として「個人情報保護法」といいます。)を遵守するものとします。
2. 開発者及び主催者及び共催者は、前項を達成するために適切なプライバシーポリシーを定め、個人情報が濫用、漏洩、毀損されることがないように適切に運用するものとします。

第12条(存続条項)

1. 本規約が終了した後も、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条及び第14条はなお有効に存続するものとします。

第13条(準拠法と言語)

1. 本規約の成立、有効性及び履行は全面的に日本法により支配され、解釈されます。

第14条(裁判管轄)

1. 本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。